

野焼きは原則禁止

野焼きとは、野外で廃棄物などを焼却する行為。

野焼きは、近隣住民とのトラブルを生じさせたり、生活環境の悪化を招くおそれがあったりするため、原則として法律で禁止されています。

大量の煙や悪臭が発生し、近隣住民が、煙や臭いで被害を訴えたり、洗濯物や布団に臭いが付くといった被害を訴えたりするおそれがあります。

もし、違法な野焼きをしたら、目撃者から通報されたり、刑罰を科されたりするリスクもあります。

野焼きが禁止されている理由は主に三つあります。

- ・近所迷惑～煙や臭いが発生
- ・火災の危険性～火災の原因
- ・環境汚染～有害物質の発生



これらの理由から、野焼きは廃棄物処理法や条例によって禁止されています。

野焼きに該当しない5つのケース【例外的に認められているケース】

- (1)国または地方公共団体が施設管理のために必要となる廃棄物の焼却
河川管理者が河川管理のために伐採した草木などを焼却する行為
- (2)震災、風水害、火災などの災害予防、応急対策、復旧のため必要となる焼却物の焼却
災害時や災害復旧時に行う木くずなどの焼却
火災予防訓練時に行う模擬火災などの焼却
- (3)風俗習慣上または宗教上の行事に必要な焼却物の焼却
火祭りやどんど焼きなどの伝統行事(祭事・祭礼)
- (4)農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却
農業者が害虫駆除や土壌改良等の農地管理のために行う焼き畑・燻炭作り等の焼却
林業者が行う伐採した枝などの焼却
- (5)たき火など日常生活で通常行われる廃棄物の焼却であり軽微なもの
風呂焚きや暖をとるための木くずやまきの焼却
学校教育や社会教育活動でのキャンプファイヤーやたき火など(慣例・行事)



ただし、消防へ「火災とまぎらわしい煙または火災が発生するおそれのある行為の届出」をする義務があります。

例外的に認められる野焼きであっても行政指導を受ける可能性があります。

- ・周辺住民から苦情があったり、生活環境に悪影響を及ぼしたりしている場合
- ・頻繁に野焼きでの焼却を行っている場合
- ・道路が濃煙に覆われて、交通事故などが発生する危険性がある場合

ごみ(不用品)の焼却は論外!

廃棄物処理法違反で警察の捜査対象となります。

勝 山 市